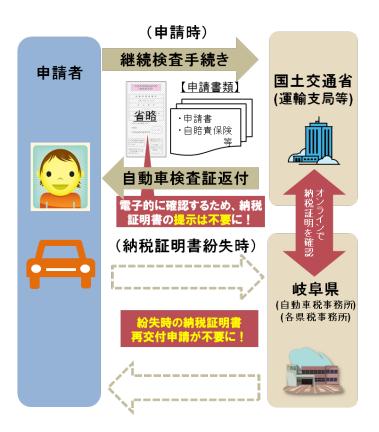
## 車検時における自動車税種別割納税証明書 の提示が省略できます。

岐阜県では、車検等(継続検査及び構造等変更検査)の際に提示が必要となる自動車税種別割納税証明書の情報が運輸支局で電子的に確認できます。

これにより、運輸支局で納税証明書を提出しなくても、車検等の手続きができるようになります。

## 【申請の流れ】



## 注意事項

- ○自動車税種別割を**納付後、すぐに車検等を受ける** 場合は従来どおり納税証明書が必要です。
  - ※ 自動車税種別割を納付後すぐに車検等を受けられる 方は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただ き、納税通知書に添付の納税証明書をご提示くださ い。

(納付方法によっては、県税システムで納付が確認できるまでに**最大 2 週間程度**かかります。)

○自動車税種別割の未納等により納税証明書が発行 できないときは、電子化での確認ができません。その 場合は、自動車税事務所または各県税事務所で 手続きを行ってください。

詳細につきましては、以下の事務所にお問い合わせください。

自動車税事務所 058-279-3781

東濃県税事務所 0572-23-1111(内線 235,236)

岐阜県税事務所 058-214-6709

飛騨県税事務所 0577-33-1111(内線 282,283)

西濃県税事務所 0584-73-1111(内線 244,245)

飛騨県税事務所自動車税出張所 0577-36-1400

中濃県税事務所 0575-33-4011(内線 272,273)

総務部税務課 058-272-1111(内線 2363)